

社会福祉法人江戸川豊生会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2021年4月1日～2025年3月31日（4年間）

2 目標と取り組み内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職（課長以上）に占める女性の割合を2025年3月末までに30%以上とする。

<実施時期・取組内容>

・2021年4月～

研修等において、キャリアアップへの意識啓発を目的としたプログラムを追加する。
主任以上の女性部下を持つ管理職は、当該社員の個別の育成計画を策定する。

・2022年4月～

人事考課基準に対する認識を揃えるため、ダイバシティマネジメントや公正な人事考課に関する研修を実施する。

・2022年4月～

現在の人事評価について男女公正な評価基準になっているかを精査し、必要に応じて新しい評価基準を検討する。

・2023年4月～ 新しい評価基準に基づく評価を導入する。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

管理職一人当たりの月平均残業時間を15時間以内とする。

<実施時期・取組内容>

・2021年4月～

長時間労働是正に関するトップメッセージの発信。

・2022年4月～

管理職を対象とした業務効率化に関するアンケートを実施する。

・2022年4月～

アンケート結果をもとに、管理職の業務効率化の施策を検討し、実施する。

・2023年4月～

業務効率化及び残業時間削減の好事例を収集し、管理職から部署内に取組を広げる。